

防衛庁の任期付研究員の採用手続等に関する訓令を次のように定める。
平成10年4月24日

防衛庁長官 久 間 章 生

防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令

改正 平成13年6月8日庁訓第65号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成21年2月24日省訓第2号
平成26年5月30日省訓第35号
平成27年10月1日省訓第39号
令和2年12月28日省訓第67号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 採用手続（第3条―第8条）
- 第3章 任期（第9条―第11条）
- 第4章 異動（第12条）
- 第5章 給与（第13条―第15条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省の任期付研究員の採用手続、任期、異動及び給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 招へい型研究員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の6第1項第1号の規定により採用された隊員をいう。
- (2) 若手育成型研究員 自衛隊法第36条の6第1項第2号の規定により採用された隊員をいう。
- (3) 任期付研究員 招へい型研究員及び若手育成型研究員をいう。
- (4) 機関等の長 防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長並びに自衛隊の部隊又は機関の長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (5) 任免権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2章第1節及び第4章第1節の規定により隊員の任免を行う者並びに防衛装備庁長官をいう。

第2章 採用手続

（招へい型研究員の採用手続）

第3条 機関等の長は、当該機関等への招へい型研究員の採用を必要と認める場合には、その候補者を順序を経て任免権者に上申するものとする。

2 機関等の長は、前項の上申については、任期付研究員選考委員会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

3 第1項の任免権者への上申は、別記様式第1により行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 研究計画書（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合に限る。）
- (2) 採用予定者の研究業績等を記した書類
- (3) 任期付研究員選考委員会の意見書
- (4) その他参考となる資料

4 前項の規定は、任免権者が自衛隊法第36条の6第2項の規定により防衛大臣に申請し、その承認を得る場合について準用する。

(若手育成型研究員の採用計画の作成)

第4条 機関等の長は、当該機関等への若手育成型研究員の採用を必要と認める場合には、採用予定官職、当該官職に係る研究業務、採用予定日、任用予定期間及び選考の手續を内容とする採用計画を作成し、別記様式第2により、順序を経て任免権者に上申するものとする。

2 機関等の長は、前項の採用計画の作成については、任期付研究員選考委員会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

3 任免権者は、機関等の長から上申を得て作成した採用計画について、別記様式第2により防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

(若手育成型研究員の採用手續)

第5条 若手育成型の採用は、前条の規定による採用計画に基づき、かつ、公募の方法により行わなければならない。

2 若手育成型研究員の採用の決定は、任期付研究員選考委員会に諮問し、その意見を尊重したものでなければならない。

(若手育成型研究員の採用の要件)

第6条 若手育成型研究員を採用する場合の対象者は、大学院博士課程を修了している者(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に規定する大学院博士課程を修了している者をいう。)及びこれに相当する者とする。

(任期付研究員の採用報告)

第7条 任免権者は、第3条及び第5条の規定により任期付研究員を採用した場合には、遅滞なく、別記様式第3により当該隊員の人事記録の写しを添えて、防衛大臣に報告するものとする。

(任期付研究員選考委員会)

第8条 自衛隊法第36条の6第1項の規定に基づき任期付研究員を採用することを必要と認める官職の属する機関等の長は、当該機関等に任期付研究員選考委員会を置かなければならない。

2 任期付研究員選考委員会の構成は、防衛大臣の承認を得て定める基準によるものとする。

第3章 任期

(任期に関する承認手續)

第9条 機関等の長は、招へい型研究員の採用の際に当該招へい型研究員の任期について5年を超えて任期を定める必要があると認める場合には、別記様式第1により、順序を経て任免権者に上申を行うものとする。

2 機関等の長は、第4条に規定する採用計画の作成の際に、若手育成型研究員の任期について3年を超えて任期を定める必要があると認める場合には、別記様式第2により、順序を経て任免権者に上申を行うものとする。

3 前2項の様式は、任免権者が自衛隊法第36条の7第1項又は第2項の規定により防衛大臣に申請し、その承認を得る場合について準用する。

(任期の更新)

第10条 任期付研究員が属する機関等の長は、自衛隊法第36条の8第1項に規定する任期の更新が必要であると認める場合には、当該任期の更新について、順序を経て任免権者に上申するものとする。

(任期の更新に際しての隊員の同意)

第11条 任免権者は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第53条の5の規定により隊員の同意を得る場合には、当該隊員に任期を更新することを承諾した文書を提出させるものとする。

第4章 異動

(任期付研究員を異動させることができる場合)

第12条 自衛隊法施行令第53条の6に規定する防衛大臣が定める場合は、若手育成型研究員について第4条の規定により作成された採用計画における採用予定官職に異動させる場合その他防衛大臣の承認を得た場合とする。

2 前項の防衛大臣の承認は、任免権者が、別記様式第4により申請して、得るものとする。

第5章 給与

(初任給の決定)

第13条 任期付研究員の初任給の決定は、その任期付研究員の任免権者が行う。

2 任期付研究員の採用を予定する機関等の長は、初任給の決定について順序を経て任免権者に上申するものとする。

3 任免権者は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表の2号俸による額以上の俸給月額又は同条第2項の俸給表（次条第3項において「若手育成型俸給表」という。）の3号俸による俸給月額に決定するときは、防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

4 第2項の上申及び前項の申請は、招へい型研究員の初任給の決定にあつては別記様式第1により、若手育成型研究員の初任給の決定にあつては別記様式第5により行う。

（任期の中途における俸給月額の新たな決定）

第14条 任期付研究員の任期の中途において、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難度等がより高度なものとなることに従つて上位の俸給月額に新たに決定することが必要であると認められる場合における当該決定は、その任期付研究員の任免権者が行う。

2 任期付研究員の属する機関等の長は、前項の決定が必要であると認める場合は、順序を経て任免権者に上申するものとする。

3 任免権者は、第1項の決定を行う場合（若手育成型俸給表の2号俸に決定する場合を除く。）には、防衛大臣に申請し、その承認を得なければならない。

4 第2項の上申及び前項の申請は、別記様式第6により行う。

（任期付研究員業績手当の支給手続）

第15条 機関等の長は、任期付研究員業績手当を支給すべきと認める場合には、順序を経て防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

附 則

この訓令は、平成10年4月24日から施行する。

附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）（抄）

1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第11号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月24日省訓第2号）

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

招へい型研究員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

自衛隊法第36条の6第2項及び第36条の7第1項、防衛省の職員の給与等に関する法律第7条第2項並びに防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令第13条第3項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 採用予定官職（所属部課名）
- 2 当該官職に係る研究業務（期待される研究成果、研究活動等）の内容
- 3 採用予定者の氏名
- 4 採用予定者を当該研究業務に従事させる必要性
- 5 選考基準及び選考結果の概要
- 6 任用予定期間（任用予定期間が5年を超える場合には、当該期間を定めることが特に必要な理由を含む。）
- 7 予定する俸給月額
- 8 予定する俸給月額に決定しようとする理由

若手育成型研究員の採用計画等

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令第4条第3項及び自衛隊法第36条の7第2項の規定による採用計画の承認等について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 試験研究機関等
- 2 採用予定官職（所属部課名）
- 3 当該官職に係る研究業務（期待される研究成果、研究活動等）の内容
- 4 当該研究業務が自衛隊法第36条の6第1項第2号に掲げる研究業務に該当する理由
- 5 採用予定日及び任用予定期間（任用予定期間が3年を超える場合には、当該期間を定めることが特に必要な理由を含む。）
- 6 選考の手続
 - (1) 選考予定時期
 - (2) 募集の時期
 - (3) 募集の方法及び範囲
 - (4) 論文審査以外の評価項目

別記様式第3

任期付研究員の採用等実施状況報告書

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿

報告者

- 1 採用官職（所属部課名）
- 2 採用年月日及び任期
- 3 俸給月額
- 4 任期付研究員の氏名
- 5 学位の種類及びその取得年月日

別記様式第4

任期付研究員の異動の承認申請書

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿

申請者

防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令第12条の規定による異動の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 異動先として予定する官職（所属部課名）
- 2 当該官職に係る研究業務の内容
- 3 現在の官職及び現に従事している研究業務の内容
- 4 任期付研究員の氏名
- 5 当該任期付研究員を異動させる必要性
- 6 当該任期付研究員の採用年月日及び任期

若手育成型研究員の俸給月額決定上申・申請書

別記様式第5

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令第13条の規定による俸給月額の決定について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 採用予定官職（所属部課名）
- 2 当該官職に係る研究業務の内容
- 3 採用予定者の氏名
- 4 任用予定期間
- 5 予定する俸給月額
- 6 予定する俸給月額に決定しようとする理由

任期付研究員の俸給月額変更上申・申請書

別記様式第6

発簡番号
発簡年月日

殿

上申・申請者

防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令第14条の規定による俸給月額の決定について、下記のとおり上申・申請します。

記

- 1 現官職（所属部課名）
- 2 当該官職に係る研究業務の内容
- 3 任期付研究員の氏名
- 4 予定する俸給月額
- 5 予定する俸給月額に決定しようとする理由